



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2020年10月28日（水）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課  
消費生活相談・消費者教育グループ  
担当 近藤、寺澤  
内線 5031・5036  
ダイヤルイン 052-954-6165

## — 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2020年10月号（No. 388）＞

### 「給与ファクタリング<sup>※1</sup>」と称した違法なヤミ金融に御注意！

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「給与を債権として売れば金銭が受け取れる」などと宣伝する「給与ファクタリング」に関する相談が寄せられています。

（2020年4月～2020年9月 4件<sup>※2</sup>、前年同期 0件）

（※1）「給与ファクタリング」とは、給与を債権として業者に買い取ってもらい、手数料を差し引かれた額を給料日より前に現金で手に入れるものです。

（※2）愛知県及び市町村がPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談データ（2020年10月14日現在）に基づいて集計しています。

#### 特 徴

- 生活困窮を背景として、インターネットサイトで見つけた業者と安易に契約してしまうケースが目立ちます。
- インターネットの広告やSNSの書き込みには、「借金をしないで即日現金を受け取れる」、「ブラック<sup>※3</sup>でもOK」など、都合の良い資金調達に関する甘い誘い文句が掲載されています。
- 差し引かれた手数料を年利換算すると、30パーセントを超える高額な手数料を請求された例もあります。また、支払が滞ると大声で恫喝されたり、勤務先への連絡といった違法な取立てを受けたりする危険性があります。
- 複数の給与ファクタリング業者と契約を結ぶことで、多重債務に陥るケースが多くなっています。

（※3）信用情報機関に延滞や債務整理などの情報があり、ローンなどの審査が通らない状態にあること。

#### アドバイス

- 「給与ファクタリング」などと称して、個人の給与債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、**貸金業に該当します。貸金業の登録を受けずに給与ファクタリングを業として行う者は、違法なヤミ金融業者です。**
- **高額な手数料を請求されたり、家族や勤務先への強引な取立てをされたりすること**で、経済的にも精神的にも追い込まれ、資金を提供してもらう前の生活よりも悪化してしまい、**生活が破綻する恐れがあります。**  
**ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください。**
- 借金の返済にお悩みの方は、一人で悩みを抱え込まず、まずは県や市町村の相談窓口へお気軽に御相談ください。

◇ 消費者ホットライン 188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。